

和歌山地方裁判所委員会議事概要

第1 開催日時

平成25年11月8日(金)午後1時30分から午後3時30分まで

第2 開催場所

和歌山地方裁判所第1会議室

第3 出席者

(委員)

大塚修二, 岡本賢司, 金木秀文, 清弘正子, 阪 秀樹, 山東美代, 丹下一子,
富山信彦, 西 直哉, 橋本眞一, 森 義之 (委員長)

(五十音順, 敬称略)

(説明者, 事務担当者又は庶務)

志賀民事首席書記官, 大垣刑事首席書記官, 藤田事務局長, 島口会計課長, 大
本家裁総務課長, 藪本家裁総務課課長補佐

第4 議事

1 開会

2 所長挨拶

3 新任委員紹介

総務課長から, 前回の委員会以降に任命された西委員の紹介が行われた。

4 前回の議事概要について

前回の委員会のテーマ「市民にとって身近で利用しやすい裁判所について」
に関して, 委員会意見を踏まえた取組(ウェブサイトの案内文書の新規作成及
び手続説明パンフレットの関係機関への配布)を報告

5 テーマ「裁判所の防災について」

(1) 裁判所の防災について説明

説明者(会計課長)から, 裁判所の防災に関する取組状況について説明

(2) 意見交換等

【発言者／◎：委員長，○：1号委員（学識経験者），●：2号委員（弁護士），△：3号委員（検察官），□：4号委員（裁判官），■：事務担当者又は庶務】

- ◎ 事務局から裁判所の取組を説明したが，質問はないか。
- 和歌山の裁判所は妙寺と橋本を除いて沿岸部にあり，南海地震の発生が想定されていることから，その2か所以外は津波の被害に遭う可能性が高く，とことん防災の取組をしてもらうのがよい。特に串本は津波高と津波到達時間からすると，避難場所までの所要時間が長く，裁判所の移転も含め，抜本的に避難場所を検討する必要があるのではないか。
- 水や食糧の備蓄をしているということだが，何人分の備蓄をしているのか。
- 原則として職員数を基準にしているが，余分に備えている。職員だけではなく，来庁者についてもある程度は対応できる量はある。保管場所にかなり場所をとるので，可能な範囲で保管している。
- 裁判所関係の書類は機密性が高いと思われるが，それらの保管については意識されているのか。
- 管内各庁では，記録庫及び証拠品庫を上層階に上げている。田辺支部は4階に記録庫を作って保管している。本庁は現在，一部は1階にあるが，新庁舎では上層階に保管する予定である。また，IT化が進んでいる関係から，サーバールームについても3階に設置する。
- 新庁舎には自家発電装置があるのか。
- ある。また，屋上には太陽光発電設備もあり，それらの設備で停電復旧までの一次的な急場はしのげると思われるが，停電が数日間続くと難しいかもしれない。
- 3・11の震災の際には多くの帰宅困難者が出たが，そのような人たちへの対応は考えているのか。

- 食糧等は3日分を備蓄している。更に、毛布、紙コップ並びに下着類、Tシャツ及びポロシャツなどを備蓄している。
- 災害の際には、事件関係について、例えば控訴期間など、期間の制限のある手続に関する期間を伸ばすことはできるのか。
- 民事訴訟法によれば、民事事件では期間を伸ばすことができるとする規定がある。
- 本庁が機能しなくなったとき、他の庁舎で一時的に対応するという取り決めはあるのか。
- 本庁が機能しなくなった場合に、建物として機能する可能性が高い内陸部に位置する橋本簡裁を一時的な対応場所として考えている。
- その他の沿岸部の裁判所が機能しないときは、本庁で対応することになるのか。
- 基本的には本庁で対応することとなる。
- 災害時に指定されていた期日はどうなるのか。
- ◎ 当然期日を開くことができなくなることから取り消すことになると思われる。
- 串本簡裁のように最大津波高の到達時間が避難場所までの所要時間より短い裁判所は全国的には他にあるのか。
- ◎ あるのではないかと思う。
- 串本については、串本町役場の高台移転を検討しているとの情報を確認している。今後も同町のホームページなどで、移転に関する動きについて注視していく。
- 串本簡裁の職員数は何人か。また、事件数は多くないのか。
- ◎ 職員数は3人である。事件数は多くない。
- 地震と火災は関係があると思うが、火災への対処はどうなっているのか。

- 消火器を完備し、消火設備の配置図面を各庁に配布するなどしている。
- 県の防災会議では、50人委員がいるうち、女性は2人である。裁判所の防災委員会の構成員は男性が多いようだが、女性の意見も反映されたい。
- 浸水の関係だが、過去にゲリラ豪雨などでの浸水が本庁ではなかったのか。
- これまでに本庁が浸水したことはない。浸水対策として、記録やサーバを上層階に置いている。
- 先日地震について誤報があったが、その際に、どのように行動すべきか分からず、動けなかったことがあった。裁判所ではどういう対応をしたのか。
- 当庁でも職員のスマートフォンの警告音が鳴ってちょっとした騒ぎとなった。裁判所では実際に揺れていたらヘルメットを持って机の下に入って身の安全を確保したと思う。揺れている間の移動は危険な場合もあるので、当庁の行動指針は、地震の揺れが収まって安全が確認できた後に避難等の行動を開始するという想定であるため、このときは職員各自はその場でしばらく様子を見ていた。
- どう行動したらよいのかが難しい。新庁舎ができてからは避難場所は6階とのことだが、階段を使うのがネックにならないか。
- 避難の際に階段が混雑して危ない。今から避難誘導の順序などを検討する必要がある。
- ◎ エレベーターは止まる。いかに階段でうまく避難するか考える必要がある。
- 私の職場では、津波自体より、陸の孤島となる立地なので、帰宅できないときに学内のどこに集まるとか、ヘルメットを被って避難することについて全員で訓練することなどが問題となっている。

- 県では災害対策要員を決めているので、何かあれば職員が参集することとなっている。参集訓練を抜き打ちで行っている。
- ◎ 先日は研修において県の総合防災課の方に来ていただき、有意義なお話を伺ったところである。
- 県では出張講座をしている。
- △ 検察庁では裁判所と同様の防災対策をとっている。
- 弁護士会では、今年から災害対策プロジェクトチームを作り、マニュアルを策定している。災害時にはプロジェクトチームが動くことになるが、詳細はまだ決まっていない。弁護士会館は基本的には事務局職員しかいない。大規模災害に向けたマニュアルを策定するには至っていない。
- 弁護士会での取組は今後というところである。役員室にはヘルメットが3個くらいある。私も3・11震災の時に東京にいたが、新幹線が止まったので和歌山に帰れず、日弁連会館に泊まった。そこではエレベーターが止まり、階段で14階まで歩いた。
- 当庁でも大阪方面から通勤している職員が多いので、帰宅困難者は相当数出ることが予想される。
- 避難住民の受入も考えているのか。
- 備蓄品の量の問題もあるが、できる限りの対応をしたいと思っている。
- 神戸の震災の時も、神戸弁護士会館が被災者の避難場所になり、ロビーに布団を並べたらしい。和歌山弁護士会はそこまで準備ができていない。
- 落ち着いてきたら無料法律相談をするという話はあるが、直近で受入れは難しい。
- 私のホテルは全国で36あるが、プロジェクトを立ち上げて、備蓄品の準備などを進めている。ホテルなので、多くの被災者が来られることが想定されるが、備蓄品を保管する場所がないのが一番の悩みである。

当ホテルの隣が伏虎中学校で、裏が済生会病院で、まさに周りの建物との連携を含め動き始めているところである。

- 新聞社も裁判所と同じような備蓄品がある。水害の際に、和歌山市内は大丈夫でも被災現場に行く必要から長靴とかを用意している。
- 防災を考える上では、各施設単位での「点」の対策も必要であるが、「地域の連携」という視点での「面」の対策が必要ではないか。
- 物資が届かないという話もよく聞くので、「面」の中で対策を考えることは非常に重要と考える。
- 市町村で防災委員会を作ることが災害対策基本法で定められている。各市町村で設置しているはずである。
- 裁判所では、周りの施設との連携についてはまだ検討はしていない。
- 11月17日に橋本市で全自治会が協力して、防災訓練が予定されている。地元では奉仕団が訓練をして、みなさんに意識をしてもらうPRをしている。高野口では一人暮らしの老人の全員に防災グッズを配布し、更に、乾パンなどは、賞味期限があるのでいつまでも置いておいてはいけないと伝えた。テレビで観ていても他人事なので、みんなでやっぺこう、と実施している。訓練はしていてもいざとなると慌ててしまうところがあるので、何かの機会をとらえて取り組んでいくことが重要ではないか。
- ◎ 防災意識を持つことが重要で、そのために裁判所でも訓練をしている。
- 一番大変なのは串本で、裁判所だけの問題ではない。防災タワーを建てたりしているが、地域の中でどう対応するかが大事だと思った。
- 裁判所の施設は、耐震工事はどこも終わっているのか。商工会議所ビルは、昭和44年の建築で、今の基準では耐震性に問題がある。テナントが入っていたり貸し会議室があるので、早急に耐震工事をするため、昨年に調査と見積もりをし、来年をめどに工事を開始するのだが、非常

に経費がかかる。テナントも、ビルに入るには耐震性ができていることが前提で、それができてないときはそのようなビルに入らないよう本社から話が出たりする。早急に耐震工事をすることを最重点に考えている。工事ができれば、集会場を使った一時的な受入れはできると思う。

- 耐震工事は鋭意進めている。
- 見せてもらった担架だが、雨にも大丈夫か。
- 大丈夫だが、何回も使っていると弱くなる。
- 備蓄食糧は全部賞味期限があるが、過ぎたら全部廃棄するのか。
- 例えば水は5年が賞味期限となっているが、その他の備蓄品も賞味期限があるものは順次更新していくことになる。
- 備蓄品はどこ裁判所でも同じようなものを整備しているのか。
- 最高裁で計画して整備したものもあるので、ある程度は同じレベルのものが備蓄されている。更に、当庁では、立地の特殊性を考慮して、救命胴衣のほか、食糧、衣料なども多めに準備している。
- 沿岸部の裁判所では他の裁判所と比べ備蓄品が多いのか。
- 統一基準はないが、各庁とも工夫して手厚く備蓄していると聞いている。
- 串本簡裁にはライフジャケットを備えているということだが、せめて膨張式のゴムボートくらい必要なのではないか。
- 串本の場合、3分で津波の第1波が到達することを考えて、まずはすぐに着用できるライフジャケットを整備している。いかに生き延びるかが大事で、とりあえず、準備すべきものは準備しようというスタンスである。
- 本日いただいた御意見は今後大いに参考にさせていただきます。

6 次回委員会の意見交換テーマ

「裁判所の新庁舎について」

7 次回委員会の開催日時

平成26年5月14日（水）午後1時30分から

8 退任予定委員の挨拶

次回委員会までに任期が終了する金木委員及び清弘委員から御挨拶をいただいた。

9 閉会